

令和3年度留萌市住宅改修促進助成事業資格登録について

1 目的

留萌市住宅改修促進助成条例に基づき、留萌市内の建設業者が「留萌市住宅改修促進助成事業」による住宅の改修工事等を施工することにより、安全・安心で快適な住環境の整備、並びに市内産業の振興及び雇用の安定を図ることを目的としています。

2 登録条件

登録の対象となる方は、個人・法人を問わず、以下の条件に全て該当する方です。

- ・ 留萌市内に本社のある、建設業等を営む方※1
- ・ 改修工事等を自ら施工することが可能な方※2
- ・ 市税等の滞納が無い方

※1 必要に応じて法人登記簿の写し又は前年確定申告書の写しなどが必要です。

※2 自ら施工するとは、自身又は自社が雇用する作業員により実際に施工することをいい、一括下請けによる場合は該当になりません。ただし、総合的なリフォーム工事（複数の工事を行うもの）の場合、専門工事を下請けに出すことは構いません。この場合も、本事業の目的である市内建設業の振興のため、市内業者で完結するように努めてください。

ただし、建築一式工事で請負代金が1,500万円以上の工事又は延べ面積が150㎡以上の木造住宅、建築一式工事以外の建設工事で請負代金が500万円以上の工事は建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可が必要となります。

3 登録者の取り扱い

「留萌市住宅改修促進助成事業資格登録申込書(別記様式第1号)」に必要書類を添えて申し込みして審査に合格された方は、留萌市住宅改修促進助成条例に基づく市内建設業者として登録され、市民が「留萌市住宅改修促進助成事業」による助成を受けて行う改修工事を施工することが可能となります。（登録情報は留萌市ホームページにて公開・随時更新します。）

なお、審査に合格し申込書類を受理された方については、市内建設業者として登録されますので、改めて通知等はいりません。

ただし、登録後に登録対象に不相当と認められた場合は、登録を抹消の上通知いたします。

4 登録申込受付場所・期間

- ・ 受付場所は、留萌市役所経済港湾課経済振興係にて受け付けます。
- ・ 申込書及び必要書類は、持参してください。
- ・ 受付期間は、令和3年4月1日～随時（ただし、土日・祝日を除く）
- ・ 受付時間は、午前8時50分から午後5時20分までです。

5 登録の有効期間

- ・ 申込みをした年度の3月31日まで有効です。
- ・ 年度毎に登録が必要となります。

6 登録変更等の届出

商号又は名称、代表者の氏名、所在地、電話番号の変更、又は廃業等により登録を辞退したいときは、登録変更等届を提出してください。（登録変更等届は任意様式です。）

7 登録申込書の書き方

1) 商号又は名称

法人は、商業登記簿の記載に基づき記入してください。個人事業主は、通常使用している商号がある場合はそれを記入し、無い場合は記入しないでください。

2) 代表者の氏名

法人は、商業登記簿に記載された代表者の氏名を記入してください。個人事業主は、商号がある場合は「代表」を記入してください。

3) 所在地・電話番号

留萌市内にある事業所、営業所等の所在地・電話番号を記入してください。個人事業主が自宅で営業しているときは、自宅の所在地・電話番号を記入してください。

4) 印鑑

法人は、印鑑登録した代表者印を使用してください。個人事業主は、実印でなくても構いません。（シャチハタ不可）

5) その他

登録業者の情報として「施工可能な工事」欄の記入をお願いします。

8 申込書類

- ・ 留萌市住宅改修促進助成事業資格登録申込書(別記様式第1号)×1通
- ・ 納税証明書（住宅改修促進助成事業用。申請日の1ヶ月前までに発行されたもの）×1通
- ※ 納税証明書は、留萌市役所市民課で発行します。
- ※ 留萌市競争入札参加資格を有する者については、納税証明書は添付不要です。
- ※ 留萌市競争入札参加資格を有しない者について、法人にあつては登記簿の写し等、個人事業者については、確定申告の写し等が必要となります。

9 注意事項

- ・ 工事着工は、申請者が補助金交付決定通知を受け取ってからとなります。
- ・ **申請者の補助金交付決定前に着手又は完了している改修工事は助成の対象になりません。**
- ・ 書類提出不備等の連絡については申請者に対して確認を行い、対象工事にかかる登録業者にはご連絡いたしませんので、ご了承ください。

【お問い合わせ】

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地 留萌市役所経済港湾課経済振興係
電話 0164-42-1840（直通）／FAX 0164-42-4273